

新潟地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

新潟県

※ 本計画は、新潟地域公害防止計画（案）において、その一部（第3章新潟地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

新潟地域公害防止対策事業計画

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、新潟地域公害防止計画において、新潟県及び新潟市が新潟市において実施する同項に規定する事業に関する新潟地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、新潟地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 新潟市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体
新潟市

ウ 実施場所
新潟市(船見下水処理場、中部下水処理場、白根中央浄化センター)

エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題
新潟海域の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

新潟海域の汚濁負荷量の削減のため、信濃川、阿賀野川及び新井郷川流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、新潟海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(2) 新潟市公共下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等
・公害財特法第2条の2第1項
・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体
新潟市

ウ 実施場所
新潟市

エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

新潟海域の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

新潟海域の汚濁負荷量の削減のため、信濃川、阿賀野川及び新井郷川流域別下水道整備総合計画に適合する新潟市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、新潟海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(3) 信濃川下流、阿賀野川及び西川流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

新潟県

ウ 実施場所

新潟市(新潟浄化センター、新津浄化センター、新井郷川浄化センター、西川浄化センター)

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

新潟海域の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

新潟海域の汚濁負荷量の削減のため、信濃川、阿賀野川及び新井郷川流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、新潟海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(4) 信濃川下流、阿賀野川及び西川流域下水道の設置及び改築((3)に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業

イ 実施主体

新潟県

ウ 実施場所

新潟市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

新潟海域の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

新潟海域の汚濁負荷量の削減のため、信濃川、阿賀野川及び新井郷川流域別下水道整備総合計画に適合する新潟市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、新潟海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

岐阜地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

岐阜県

※本計画は、岐阜地域公害防止計画（案）において、その一部（第 8 章岐阜地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

岐阜地域公害防止対策事業計画

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、岐阜地域公害防止計画において、岐阜県、岐阜市及び各務原市が岐阜市、各務原市において実施する同項に規定する事業に関する岐阜地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、岐阜地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

第1節 下水道の設置又は改築の事業

1 岐阜市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

(1) 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

(2) 実施主体

岐阜市

(3) 実施場所

岐阜市（岐阜市中部プラント、北部プラント、南部プラント及び北西部プラント）

(4) 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

(5) 該当する主要課題

伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

(6) 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における岐阜県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、「木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画」に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。

2 岐阜市公共下水道の設置及び改築（1に該当するものを除く。）

(1) 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

(2) 実施主体

岐阜市

(3) 実施場所

岐阜市

(4) 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

(5) 該当する主要課題

伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

(6) 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における岐阜県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、「木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画」に適合する岐阜市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

3 各務原市公共下水道の設置及び改築

(1) 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

(2) 実施主体

各務原市

(3) 実施場所

各務原市

(4) 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

(5) 該当する主要課題

伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

(6) 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における岐阜県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、「木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画」に適合する各務原市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

4 木曾川右岸流域下水道における終末処理場の設置及び改築

(1) 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

(2) 実施主体

岐阜県

(3) 実施場所

各務原市（岐阜県各務原浄化センター）

(4) 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

(5) 該当する主要課題

伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

(6) 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における岐阜県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、「木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画」に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

5 木曾川右岸流域下水道の設置及び改築（4に該当するものを除く。）

(1) 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

(2) 実施主体

岐阜県

(3) 実施場所

岐阜市、各務原市

(4) 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

(5) 該当する主要課題

伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

(6) 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における岐阜県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、「木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画」に適合する岐阜市及び各務原市の木曾川右岸流域下水道管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

富土地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

静岡県

本計画は、富土地域公害防止計画（案）において、その一部（第3章富土地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

富土地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号。以下「公害財特法」という。）第 2 条の 2 第 1 項に基づき、富土地域公害防止計画において、静岡県が富士市において実施する同項に規定する事業に関する富土地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、富土地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資するものとして位置づけるものである。

1 しゅんせつ、導水等の事業

(1) 田子の浦港におけるしゅんせつ事業

ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第 2 条第 3 項第 2 号

イ 実施主体
静岡県

ウ 実施場所
富士市（田子の浦港）

エ 実施期間
平成 23 年度から平成 29 年度まで

オ 該当する主要課題
田子の浦港の底質汚染

カ 該当する主要課題との関係

田子の浦港におけるダイオキシン類による水底の底質の汚染について、汚泥等のしゅんせつ及びその処理を行い、ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準の達成に資する。

愛知地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

愛知県

本計画は、愛知地域公害防止計画（案）において、その一部（第6章愛知地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

愛知地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、愛知地域公害防止計画において、名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安城市及び小牧市において、愛知県及び当該市が実施する同項に規定する事業に関する愛知地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、愛知地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 名古屋市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号八

イ 実施主体

名古屋市

ウ 実施場所

名古屋市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾（三河湾を含む。以下同じ。）及び河川の水質汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、名古屋港海域等及び知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(2) 豊橋市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第 2 条第 3 項第 1 号八

イ 実施主体

豊橋市

ウ 実施場所

豊橋市

エ 実施期間

平成 2 3 年度から平成 3 2 年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、渥美湾等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(3) 豊川流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第 2 条第 3 項第 1 号八

イ 実施主体

愛知県

ウ 実施場所

豊橋市（豊川浄化センター）

エ 実施期間

平成 2 3 年度から平成 3 2 年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、渥美湾等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築

を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(4) 衣浦東部流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号八

イ 実施主体

愛知県

ウ 実施場所

碧南市(衣浦東部浄化センター)

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

- ・伊勢湾(三河湾を含む)及びその流域都市内河川の水質汚濁
- ・油ヶ淵の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾、油ヶ淵及び河川の水質汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBOD、油ヶ淵の水質汚濁に係るCOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(5) 五条川左岸流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号八

イ 実施主体

愛知県

ウ 実施場所

小牧市(五条川左岸浄化センター)

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾(三河湾を含む)及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(6) 名古屋市公共下水道の設置及び改築((1)に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業

イ 実施主体

名古屋市

ウ 実施場所

名古屋市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾(三河湾を含む)及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾及び河川の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、名古屋港海域等及び知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する名古屋市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(7) 豊橋市公共下水道の設置及び改築((2)に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築

の事業

イ 実施主体

豊橋市

ウ 実施場所

豊橋市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、渥美湾等流域別下水道整備総合計画に適合する豊橋市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

（8）岡崎市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

岡崎市

ウ 実施場所

岡崎市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、知

多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する岡崎市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(9) 碧南市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

碧南市

ウ 実施場所

碧南市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

- ・ 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁
- ・ 油ヶ淵の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾、油ヶ淵及び河川の水質汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する碧南市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBOD、油ヶ淵の水質汚濁に係るCOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(10) 安城市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

安城市

ウ 実施場所

安城市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

- ・伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁
- ・油ヶ淵の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾及び油ヶ淵の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する安城市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、油ヶ淵の水質汚濁に係るCOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(11) 小牧市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

小牧市

ウ 実施場所

小牧市

エ 実施期間

平成23年度から平成29年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸

素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に適合する小牧市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

2 しゅんせつ、導水等の事業

(1) 油ヶ淵におけるしゅんせつ及び覆土

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

愛知県

ウ 実施場所

碧南市及び安城市（油ヶ淵、新川及び高浜川）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

油ヶ淵の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

油ヶ淵等におけるCODに係る水質汚濁及びダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く。）について、油ヶ淵等において底質の汚泥等のしゅんせつ及び覆土を行うことにより、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準及び水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。